ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）
試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。
ハ　その他
イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。
ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

平成25年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成25年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成25年４月１日　　国土交通大臣　太田　昭宏

１　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。
⑴　建築審査会の委員として行う業務
⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務
⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

２　検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月30日（金）	午前10時から午後４時	考査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

３　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川、福井	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

４　受検申込手続
⑴　受検申込受付期間及び時間　平成25年５月20日（月）～平成25年５月24日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時
⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。
ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成25年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

５　合格者の発表　平成25年12月19日（木）（予定）

６　その他
⑴　経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。
⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成25年１月１日現在において施行されているものとする。
⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

平成25年度裁判所職員採用総合職試験公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、平成25年度裁判所職員採用総合職試験について、次のとおり告知する。

平成25年４月１日　　最高裁判所

第１　試験の名称及び区分
１　試験の名称
⑴　平成25年度裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）（以下、「総合職院卒試験」という。）
⑵　平成25年度裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）（以下、「総合職大卒試験」という。）
２　試験の区分
総合職院卒試験及び総合職大卒試験は、次のように区分する。
⑴　法律・経済区分
⑵　人間科学区分

第２　対象官職
１　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の法律・経済区分
裁判所事務官の官職（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第６号。以下「規則」という。）に規定する標準的な官職が裁判所事務官である職制上の段階に属する官職をいう。以下同じ。）のうち、主として政策の企画立案等の高度の知識、技術又は経験を必要とする業務に従事することを職務とする官職
２　総合職院卒試験及び総合職大卒試験の人間科学区分
規則に規定する標準的な官職が家庭裁判所調査官補である職制上の段階に属する官職

第３　給与
１　総合職院卒試験
この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第６条に規定する行政職俸給表㈠（以下、「行政職俸給表㈠」という。）の２級11号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。
２　総合職大卒試験
この試験に合格して採用された場合には、原則として、行政職俸給表㈠の２級１号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第４　受験資格
１　総合職院卒試験
昭和58年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの
⑴　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成26年３月31日までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みがある者
⑵　最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格を有すると認める者